

# 佐賀県有明海漁業協同組合 内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、佐賀県有明海漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、諸富町支所、早津江支所、大詫間支所、南川副支所の組合員（以下、「支所の組合員」という。）以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、てながえび、もくずがに、うなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

## (遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で釣り、投網、たも網、四ツ手網、ろう笠、まほう笠（網笠）、うなぎ笠、うなぎかきの漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項または第2項の規定による遊漁対象水産動物、漁具、漁法別、遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域内で、前項に掲げる漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請があった場合は、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者で第7条第3項の遊漁をする場合は、特別遊漁料を納付しなければならない。

## (漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれイ欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

ア. 漁 具・漁 法	イ. 規 模
竿釣り・吸込釣り	1人 3本以内 川岸から25m以内
投網・たも網	1人 1統 たも網の口径1m以内
四ツ手網	1人 1統 1箇所
まほう笥（網笥）	1人 5個以内
ろう笥	1人 10個以内
うなぎ笥	1人 5個以内
うなぎかき	1人 1本

2 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁具、漁法で遊漁してはならない。

ア. 魚 種	イ. 漁 具・漁 法
こい・ふな	三重底刺網 空針釣り（ひっかけ釣り）
うなぎ	柴漬

3 佐賀県水域では、船使用投網で遊漁してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 期 間
こい・ふな	7月1日から翌年5月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
てながえび	9月1日から翌年6月30日まで
もくずがに	9月1日から11月30日まで

（禁止区域）

第5条 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 期 間
城原川（大堂川） 佐賀県佐賀市諸富町蒲田津橋から橋津橋（堂かい橋）までの区域	11月1日から翌年3月31日まで

(体長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさのものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 体長または体重等
こい	体長16cm以下
ふな	体長3cm以下
うなぎ	体長21cm以下
てながえび	体重0.3g以下
もくずがに	甲長4cm以下

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所(佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4)および組合の当該支所(諸富町・早津江・大詫間・南川副)ならびに組合が指定した釣具店において納付するときの遊漁料は次のとおりとする。

ア. 魚種	イ. 漁具・漁法	ウ. 期間	エ. 遊漁料
こい・ふな・てながえび・もくずがに・うなぎ	竿釣り	1日	500円
		1年	3,000円
こい・ふな・てながえび・もくずがに・うなぎ	投網 たも網 うけ類	1年	7,000円
うなぎ	うなぎかき	1年	3,000円

2 次表のア欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア. 対象者	イ. 遊漁料
小学生および肢体不自由者	無料
中学生および高校生	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 第2条第2項の規定により承認を受けた者で、ア欄に掲げる内容でイ欄の規模により遊漁をする場合の特別遊漁料は、ウ欄

のとおりとする。

ア. 遊漁の内容		イ. 規模	ウ. 特別遊漁料
魚種	漁具・漁法		
こい・ふな・てながえび・もくずがに・うなぎ	船使用(釣用ゴムボートを含む)	1隻	1年間 7,000円

ただし、佐賀県水域では船使用の投網は承認しない。

- 4 前項の特別遊漁料を納付する場所は第1項に準ずるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときまたは同条第2項の承認を行ったときは、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

- 2 遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 この漁場区域内に架設された橋梁からの遊漁を禁ずる。
- 3 釣りによる遊漁は日没から日の出までの間禁ずる。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、または以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

様式（１） 遊 漁 承 認 証

（表）

遊 漁 承 認 証 <u>NO</u>	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	氏名
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
魚 種	_____
漁具・漁法	_____
遊漁 区域	_____
交付年月日	_____
発行者	佐賀県有明海漁業協同組合

（裏）

<u>注 意 事 項</u>
1. 他人に貸与してはならない
2. 漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。
3. 遊漁規則に定める事項について遵守する義務を有する。
4. 他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

様式（２） 漁 場 監 視 員 証

（表）

漁 場 監 視 員 証 <u>NO</u>	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日
発行者	佐賀県有明海漁業協同組合

（裏）

<u>注 意 事 項</u>
1. 遊漁承認の確認を行なうこと。
2. 遊漁規則違反者及び未遊漁承認者等については警告を行なうとともに、賦課料金を徴収の上遊漁承認証を交付すること。
3. 遊漁監視にあたっては、本証を必ず携帯して監視にあたること。
4. 本証は他人に譲渡又は貸与等してはならない。